

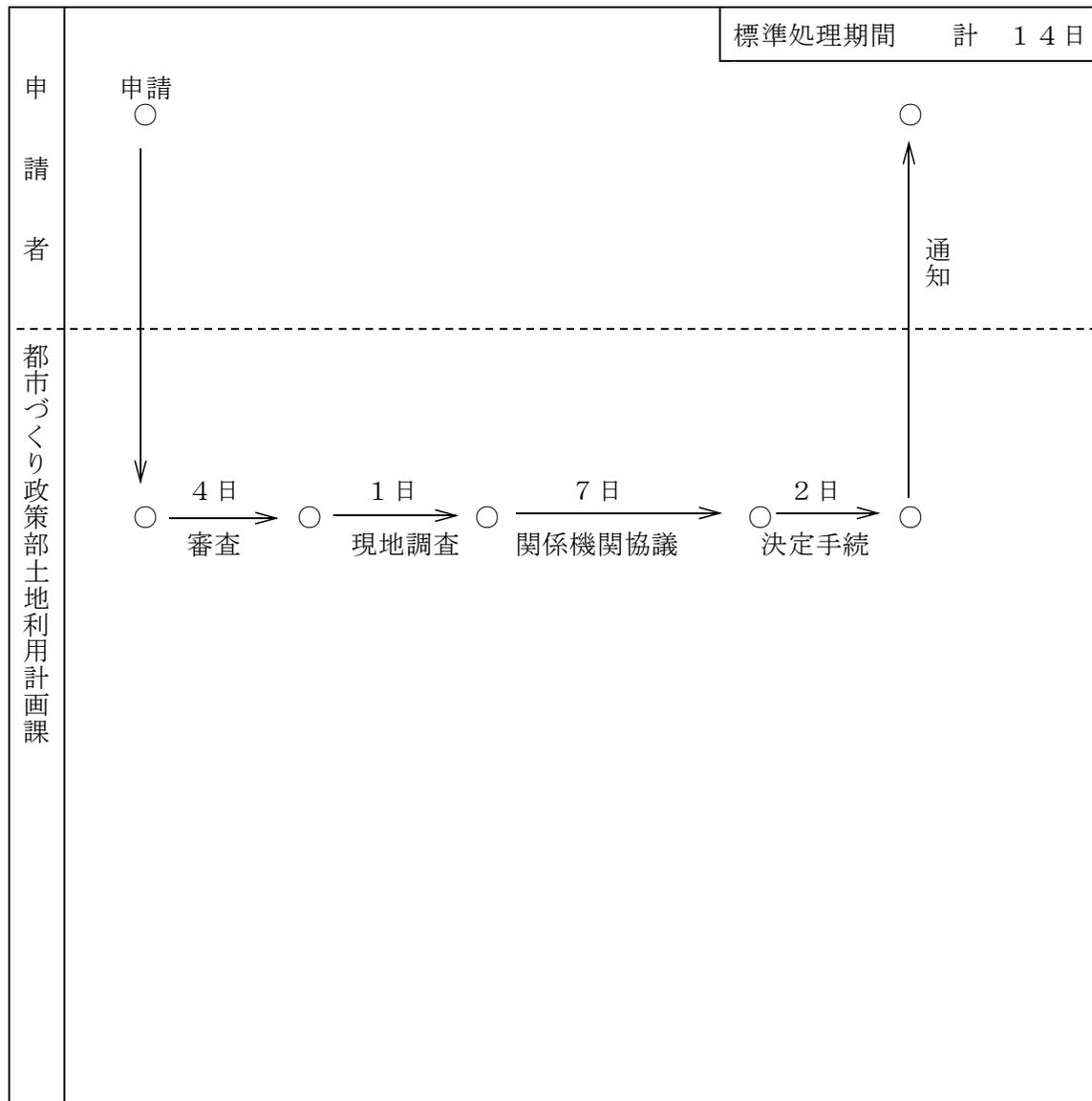
# 事務処理フロー図

事務名 都市計画施設等の区域内の建築許可  
(一団地の官公庁施設及び地域冷暖房施設に限る。)

作成部署 都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課土地利用係再開発促進区担当

電話 30-266

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	審査	申請書の内容について都市計画に支障がないかどうかを審査します。
2	現地調査	許可の計画内容について現地調査を行い、現況及び都市計画との関係を確認します。
3	関係機関協議	各都市施設管理者と協議をします。
4	決定手続	許可の諾否について、都市づくり政策部長が決定します。
5	通知	申請者に通知します。